

改正 平成20年3月14日要項

(趣旨)

第1条 体育施設の使用については、別に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(使用の目的)

第2条 体育施設は、国立大学法人山口大学体育施設管理運営規則（昭和49年規則第6号）第2条の目的を達成するため、相互に共同して有効かつ適切に使用しなければならない。

(使用許可)

第3条 体育施設は、次の事項について、その使用を許可する。

- (1) 山口大学（以下「本学」という。）の授業及び学校行事
- (2) 本学学生のサークル活動
- (3) 本学学生又は国立大学法人（以下「本法人」という。）の職員の体育活動
- (4) その他教育学生担当副学長（以下「副学長」という。）が適当と認めた事項

(使用時間)

第4条 体育施設の使用時間は、原則として午前8時30分から午後10時までとする。

(使用手続)

第5条 体育施設の使用を希望する者は、所定の使用願に必要事項を記入し、使用する5日前までに副学長に願い出なければならない。

第6条 体育施設の使用を許可する場合は、使用日の当日までに使用許可書を交付する。

(使用の変更及び中止)

第7条 使用許可後、使用を変更又は中止するときは、副学長に届け出なければならない。

(許可の取消又は使用の停止)

第8条 使用許可後又は使用中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は使用を中止させることがある。

- (1) 本法人において緊急に使用することが必要になったとき。
- (2) 使用願の記載事項と相違したとき。
- (3) 使用者が、管理者の指示を守らないとき。
- (4) 管理上支障が生じたとき。

(学外者の使用)

第9条 学外者が体育施設の使用を希望し、所定の手続を経て許可されたときは、本法人が別に定める使用料の納付、その他の義務を負わなければならない。

2 納入した使用料は、いかなる理由があっても還付しない。

(弁償義務)

第10条 体育施設、備品を破損又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によっては、その額を減免することがある。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項については、副学長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。